

議 案 書

【議案】

[令和6年度第2回評議員会]

番 号	件 名	ページ
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について	1

報 告

【報告】

番 号	件 名	ページ
報告第1号	第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について	資料1
報告第2号	熊本市社会福祉協議会中期経営計画（素案）について	資料2

令和6年12月16日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 小山 登代子

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第18条、第19条及び第23条並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事選出等に関する規程第2条に基づき、選任をお願いするもの

熊本市共同募金委員会副会長 西村 一弘 様

<任期>

令和6年12月16日から令和7年度定時評議員会の終結時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

(役員の数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事選出等に関する規程〔抜粋〕

(理事の選任区分)

第2条 評議員会は、会員の中から、次の各号に掲げる区分に従い選任する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 地域福祉の福祉活動実践団体 | 1名 |
| (2) 民生委員児童委員等の福祉活動団体 | 1名 |
| (3) 地域の福祉に関係ある団体 | 1名 |
| (4) 社会福祉施設及びこれに関係ある団体 | 2名 |
| (5) 行政機関及び社会福祉協議会 | 2名 |
| (6) 学識経験者等 | 1名 |
| (7) 社会福祉を支援する企業及び団体 | 2名 |

(議案第1号関係)

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員(理事・監事)名簿

任期:令和5年6月22日から令和7年度定時評議員会終結の時まで

■理事

種別	区分	定数	所属(役職)	氏名
第1号	地域の福祉活動実践団体	1名	熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会事務局長	鳥崎 一郎
第2号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1名	熊本市民生委員児童委員協議会会長	小山 登代子
第3号	地域の福祉に関係ある団体	1名	熊本市社会福祉協議会障がい部会会長 (熊本市身体障害者福祉協会連合会会長)	多門 文雄
第4号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2名	熊本市社会福祉施設連合会会長	甲斐 國英
			養護老人ホーム愉和荘施設長	神永 修一
第5号	行政機関及び社会福祉協議会	2名	熊本市副市長	中垣内 隆久
			熊本市社会福祉協議会参与	萱野 晃
第6号	学識経験者	1名	熊本学園大学非常勤講師	加來 克幸
第7号	社会福祉を支援する企業及び団体	2名	熊本市ボランティア連絡協議会事務局長	原 清美
			熊本市共同募金委員会	(欠員)
合計		10名	[敬称は略させていただきます]	

■監事

種別	区分	定数	所属(役職)	氏名
—	財務諸表等を監査し得る者	1名	熊本市老人福祉施設協議会会長	吉井 壮馬
—	社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者	1名	熊本県立大学名誉教授	荒木 紀代子
合計		2名	[敬称は略させていただきます]	